

# Press Release



令和4年8月19日

## 新燃岳の噴火警戒レベル引下げに伴う登山道の規制等について

令和4年8月19日に、新燃岳の噴火警戒レベルが、レベル2（火口周辺規制）からレベル1（活火山であることに留意）に引下げられました。

これに伴い、登山道の規制が一部解除されますが、新燃岳火口から1kmの範囲に立入禁止区域（警戒区域）が設定されましたので、警戒区域内には立ち入らないようお願いします。

### 1 噴火予報の発表（噴火警報の解除）

令和4年8月19日（金）午前11時  
福岡管区气象台及び鹿児島地方气象台が発表

### 2 立入禁止区域（警戒区域）の設定について

新燃岳火口から1kmの範囲は、小林市と霧島市により、警戒区域が設定され、立入禁止となります。（別図参照）

### 3 登山道規制について

一部区間を除き、これまでの立入規制を継続します。

#### （1）立入規制が解除される登山道

ア 大幡山～（約1.6km）～獅子戸岳～（約3km）～韓国岳  
（獅子戸岳から新燃岳方面は、警戒区域となり、進入できません。）

イ 中岳探勝路終点～中岳中腹（約700m）  
（中岳から新燃岳方面は、警戒区域となり、進入できません。）

#### （2）立入規制が継続される登山道

新燃岳周辺は登山道の消失や標識の埋没などにより、道迷いや滑落の危険があるとともに、新燃岳火口から1kmの範囲では、火山性ガスの発生・滞留、噴石や溶岩の崩落などの危険性があることから、利用者の安全確保のため、次の区間の登山道の立入規制が継続されます。

ア 新湯登山口から獅子戸岳（環境省えびの管理官事務所）

イ 中岳中腹～新燃岳、湯之野登山口から新燃岳（鹿児島県PR観光課）

※ 新燃岳の噴火警戒レベルは1となりましたが、活火山であり、今後とも新燃岳の火山活動に関する情報に十分注意してください。

### 4 その他

令和4年8月19日（金）午前11時 宮崎県情報連絡本部を廃止  
令和4年8月19日（金）午前11時 小林市情報連絡本部を廃止  
令和4年8月19日（金）午前11時 高原町情報連絡本部を廃止

（問い合わせ先）

○各登山道について（登山道管理者）

・韓国岳～獅子戸岳、新湯登山口～獅子戸岳 環境省えびの管理官事務所 黛 ☎0984-33-1108  
・大幡池～大幡山～獅子戸岳 小林市商工観光課 横山 ☎0984-23-1174  
・中岳～新燃岳、湯之野登山口～新燃岳 鹿児島県PR観光課 駒壽、古屋 ☎099-286-3005

○新燃岳の警戒区域について

霧島市安心安全課 平田 ☎0995-64-0997

小林市危機管理課 迫田、古川 ☎0984-23-1175

○噴火警報・予報について

宮崎地方气象台 林 ☎0985-25-4032

○警戒避難体制全般について

宮崎県危機管理課 米満 ☎0985-26-7618

(参考)

年 月 日	噴火警戒レベル	防災対応
平成 23 年 1 月 26 日	レベル 2 → レベル 3	入山規制 (警戒が必要な範囲 2km)
平成 23 年 1 月 31 日	レベル 3 (変動なし)	同(警戒が必要な範囲を 2km から 3km に拡大)
平成 23 年 2 月 1 日	レベル 3 (変動なし)	同(警戒が必要な範囲を 3km から 4km に拡大)
平成 23 年 3 月 22 日	レベル 3 (変動なし)	同(警戒が必要な範囲を 4km から 3km に縮小)
平成 24 年 6 月 26 日	レベル 3 (変動なし)	同(警戒が必要な範囲を 3km から 2km に縮小)
平成 25 年 10 月 22 日	レベル 3 → レベル 2	火口周辺規制 (警戒が必要な範囲 1km)
平成 29 年 5 月 26 日	レベル 2 → レベル 1	活火山であることに留意 (火口内立入禁止)
平成 29 年 10 月 5 日	レベル 1 → レベル 2	火口周辺規制 (警戒が必要な範囲 1km)
平成 29 年 10 月 11 日	レベル 2 → レベル 3	入山規制 (警戒が必要な範囲 2km)
平成 29 年 10 月 15 日	レベル 3 (変動なし)	同(警戒が必要な範囲を 2km から 3km に拡大)
平成 29 年 10 月 31 日	レベル 3 (変動なし)	同(警戒が必要な範囲を 3km から 2km に縮小)
平成 30 年 3 月 1 日	レベル 3 (変動なし)	同(警戒が必要な範囲を 2km から 3km に拡大)
平成 30 年 3 月 10 日	レベル 3 (変動なし)	同(警戒が必要な範囲を 3km から 4km に拡大)
平成 30 年 3 月 15 日	レベル 3 (変動なし)	同(警戒が必要な範囲を 4km から 3km に縮小)
平成 30 年 3 月 29 日	噴火警戒レベル改正	レベル 3 (警戒が必要な範囲 3km : 変動なし)
平成 30 年 6 月 28 日	レベル 3 → レベル 2	火口周辺規制 (警戒が必要な範囲 2km)
平成 31 年 1 月 18 日	レベル 2 → レベル 1	活火山であることに留意 (火口内立入禁止)
平成 31 年 2 月 25 日	レベル 1 → レベル 2	火口周辺規制 (警戒が必要な範囲 2km)
平成 31 年 4 月 5 日	レベル 2 → レベル 1	活火山であることに留意 (火口内立入禁止)
令和 元年 11 月 18 日	レベル 1 → レベル 2	火口周辺規制 (警戒が必要な範囲 2km)
令和 元年 12 月 20 日	レベル 2 → レベル 1	活火山であることに留意 (火口内立入禁止)
令和 2 年 1 月 2 日	レベル 1 → レベル 2	火口周辺規制 (警戒が必要な範囲 2km)
令和 2 年 12 月 11 日	レベル 2 → レベル 1	活火山であることに留意 (火口内立入禁止)
令和 2 年 12 月 25 日	レベル 1 → レベル 2	火口周辺規制 (警戒が必要な範囲 2km)
令和 3 年 3 月 1 日	レベル 2 → レベル 1	活火山であることに留意 (火口内立入禁止)
令和 4 年 3 月 27 日	レベル 1 → レベル 2	火口周辺規制 (警戒が必要な範囲 2km)
令和 4 年 8 月 19 日	レベル 2 → レベル 1	活火山であることに留意 (火口内立入禁止)